

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)

(令和2年度～6年度)

令和3年度 新規・拡充等 事業一覧 (予定)

令和3年2月

新 宿 区

(子ども家庭部子ども家庭課)

目 次

新規事業	1
拡充事業	1
変更事業	4
終了事業	7
文言修正	7

<新規事業> 1 事業

計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	担当課
産後ケア事業	産婦の心身のケア、育児のサポート等を行うことで、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的として、出産後の母子を対象としたショートステイ型の産後ケアを実施します。	産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合 80% (令和5年度)	健康づくり課

<拡充事業> 13 事業

※計画の事業名・事業の概要で変更した箇所には下線を引いています。
 ※「第二次実行計画」は、「新宿区総合計画」に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくため、令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定します。

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
4	子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付しています。 <u>令和3年度には既存の5部会に加え、関係機関との協議の場やネットワークづくりなどの体制強化を目的に「子育て包括支援部会」を新設し、子育て世代の包括的支援体制を推進していきます。</u>	継続して実施していきます。	妊娠期から子育て期において、切れ目のない支援の充実を図るため。	子ども家庭支援課 (健康づくり課)
16	<u>不登校児童・生徒への支援</u>	<u>「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会の確保に努めます。</u> 不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向け、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、中学校で別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣などを行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るとともに、フリースクール等との連携を図ります。 また、各学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携により家庭への支援を行うなど、不登校が生じない学校づくりを目指します。 不登校担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。	多様な教育機会検討委員会の実施 家庭と子供の支援員の派遣 図書館等を活用した訪問型支援の実施 (令和5年度)	不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会を確保するため。	教育指導課 教育支援課
21	つくし教室	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行います。 また、本人の状況によっては「つくし教室」の利用が難しい場合もあることから、つくし教室の指導員が図書館等区有施設へ出向き、個別学習や集団活動等の取組みを行う訪問型支援を実施します。	適応指導教室利用率(%) = 適応指導教室に通室した児童・生徒数 / 不登校による長期欠席者数(長期欠席者:年間30日以上欠席した者) 20% (令和5年度)	不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保として、実行計画に位置付け、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた充実を図る必要があるため。	教育支援課

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
24	ICTを活用した教育の充実	児童・生徒1人1台の端末を整備し、学校の授業の中で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や児童・生徒と教員との通信手段として活用していきます。 また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、再構築したICT環境をより一層有効活用するとともに、各校の教材の共有、プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿区版GIGAスクール構想（個別最適化学習・協働学習・学習機会の確保）」に基づく学校教育の推進（令和5年度） 	文部科学省が実現を目指している「GIGAスクール構想」に対応する取り組みとして、児童・生徒に1人1台の端末機器を整備し、学校の授業の中で効果的に活用するため。	教育支援課
26	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 また、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価（A～C評価）がAまたはB評価である割合 95% ・小中連携型地域協働学校の実施2地区（令和5年度） 	第二次実行計画との整合を図るため、目標部分を変更	教育支援課
46	特別支援教育の推進	発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を強化するために、特別支援教育推進員を増員し、学級内指導体制を充実します。 あわせて、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めます。 また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「個別的教育支援計画」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。 さらに、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつますきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難な状態を踏まえた指導・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進員の配置 小学校 64人 中学校 11人 アセスメントツールの活用（令和5年度） 	発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行う「特別支援教育推進員」を増員するとともに、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難な状態を踏まえた指導・支援を行うため。	教育支援課
53	みんなで考える身近な公園の整備	地域の公園の整備に当たって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・整備公園 1園（計16園）（令和5年度） 	令和4年度に設計、令和5年度に工事を行い、新たに1園の再整備を行うため。 整備公園計 15園→16園	みどり公園課
54	新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたいくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 整備完了 5か所 【北エリア】4か所 ポケットパーク 芝生広場 眺望のもり 新宿白糸の滝 【西エリア】 ちびっこ広場（令和5年度） 	令和5年度までに整備（予定含む）するエリアを追加するため。	みどり公園課

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
172	生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで <u>学習定着支援</u> を行います。 <u>令和3年度より、開催日をこれまでの週2回から週4回に増やし、1回あたりの参加人数を減らして実施していきます。</u>	自立の意味を広く捉え、個々の生活困窮世帯の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要なときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。	新型コロナウイルス感染症対策として、1回あたりの参加人数を減らすに当たり、実施回数を増やす必要があるため。	生活福祉課
177	支援施策ガイドの作成・配布	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。 <u>令和3年度より、支援施策ガイドの外国語版を作成し、区ホームページ等に掲載します。</u>	継続して実施していきます。	支援施策ガイドの外国語版を作成し、日本語が理解できない家庭に対応するため。	子ども家庭課
245	日本語サポート指導	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。 教育センターまたは学校にて、 <u>日本語初期指導を実施した後、希望者等には日本語による教科の学習指導を実施します。</u> また、 <u>中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に学習指導を行い、進学を支援します。</u> <u>なお、より効果の高い指導により児童・生徒の理解促進を図るため、ICTやデジタル教材を活用した指導も導入していきます。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない子どもの初期指導における日本語の習熟度 70% 中学校3年生への日本語サポート指導（進学等支援）受講生徒の進学率 100% (令和5年度) 	ICTやデジタル教材を活用し、より効果的な指導で児童・生徒の理解促進を図るため。	教育支援課
259	新宿区子ども未来基金を活用した助成事業	子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むことを目的として、区民等が行う活動に対し、資金の一部を助成しています。 <u>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を加算して助成します。</u>	未来を担う子どもへの支援の輪が広がるよう、継続して実施していきます。	新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を加算して助成するため（上限10万円、助成率10/10）。	子ども家庭課
269	清潔できれいなトイレづくり	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応箇所数 計57か所 洋式トイレ化対応箇所数 計94か所 (令和5年度) 	第二次実行計画との整合を図るため、目標部分を変更	みどり公園課

＜変更事業＞ 14事業

※計画の事業名・事業の概要で変更した箇所には下線を引いています。

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
22	学校サポート体制の充実	学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。 さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。	継続して実施していきます。	令和3年度より計画事業から経常事業となり、目標を変更する必要があるため。	教育指導課
23	学校評価の充実	区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげています。 また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組みが改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。 <u>小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。</u>	継続して実施していきます。	令和3年度より計画事業から経常事業となり、目標を変更する必要があるため。	教育指導課
25	創意工夫ある教育活動の推進	各学校（園）が「 <u>社会に関かれた教育課程</u> 」の実現を目指して、 <u>幼児・児童・生徒の実態や地域の実情に応じた教育活動を具体的に展開するため、特色を生かして実施する教育活動を重視し、各学校（園）の創意工夫ある教育活動を推進</u> します。	継続して実施していきます。	令和3年度より計画事業から経常事業となり、目標を変更する必要があるため。	教育支援課
新規掲載	<u>部活動運営支援事業</u>	平成30年6月に策定した「 <u>新宿区立学校における部活動ガイドライン</u> 」を踏まえ、 <u>(途中削除)部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援</u> します。	継続して実施していきます。	令和3年度より計画事業から経常事業となり、目標を変更する必要があるため。	教育支援課
42	<u>巡回相談体制の充実</u>	学識経験者や心理職などの専門家が各学校を巡回し、 <u>発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言</u> します。	継続して実施していきます。	幼稚園の巡回相談については、外部の専門家によらず、職員である特別支援教育相談員が対応するため。	教育支援課

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
48	障害者理解教育の推進	東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、各学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。 また、大会終了後においても、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。 <u>障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、知的障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。</u>	児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 95% (令和3年度)	第二次実行計画との整合を図るため、事業概要と目標部分を変更	教育指導課
58	学校における伝統文化理解教育の推進	学校における伝統文化理解教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土である区に愛着を持ち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、小学校では講師を招き、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。 また、中学校においては、 <u>各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習や、区内・近隣の劇場施設等を活用した伝統文化(歌舞伎・能楽等)の鑑賞体験を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器演奏体験を実施します。</u>	・事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90% (令和3年度)	第二次実行計画との整合を図るため、事業概要と目標部分を変更	教育支援課
103	育児相談・育児グループ	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流会及び情報交換会の場を開催として実施します。 <u>(以下削除)</u>	継続して実施していきます。	人を集めて実施する講演会形式ではなく、個別性の高い育児相談を実施するため。	保健センター
105	家庭における乳幼児事故防止対策	乳幼児の不慮の事故を防ぐため、 <u>(途中削除)</u> 母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	継続して実施していきます。	人を集めて実施する講演会形式でなく、母子保健事業実施時を活用し普及啓発を行うため。	牛込保健センター
168	認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の①一部助成 <u>(途中削除)</u> ②第3子以降全額助成③ひとり親世帯等第2子以降全額助成を行っています。	制度を周知し、継続して支援していきます。	幼児教育・保育の無償化に伴う制度変更により、一部助成については一律4万円のみではなくなったため。	保育指導課
185	保育士確保の支援	私立認可保育所等や認証保育所の保育士確保を支援するため、 <u>(途中削除)</u> 就職相談・面接会を実施します。 また、区内の私立認可保育所等や認証保育所に勤務する保育従事職員等について、事業者が宿泊借上げを行う経費の一部や、保育士資格を取得するための経費の一部を補助します。	就職相談・面接会の実施 年1回	新型コロナウイルス感染症対策のため開催方法を検討中であり、従来どおりハローワーク新宿と連携できるか不明であるため。	保育指導課

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
218	自立促進・生活向上支援事業 (ひとり親家庭)	ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。 また、 <u>個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります(ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業(健康部)との連携等)。</u>	—	事業の統合によりNo.224と統合	子ども家庭課
247	外国籍の子どもへの就学支援	区内居住の外国籍の子どものうち、翌年度小学校へ就学する年齢の子どもの保護者及び中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍する子どもの保護者に対し、多言語の就学に対する案内書を、8月中旬(新小1)・9月中旬(新中1)に郵送等で周知します。同様に進路予定に関するアンケートも行い、小学校へ就学する年齢の子どもの保護者へは8月中旬、中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍しない子どもの保護者へは9月中旬に郵送します。 <u>また、就学状況が把握できず、就学先が不明の外国籍の子どもに対して、就学状況アンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、就学促進を図っていきます。</u>	—	就学先不明の外国籍の子どもに対する就学状況アンケート調査を、令和2年度から開始したため。	学校運営課
268	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	<u>新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの普及啓発や施設整備を図り、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。</u>	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議制度の見直しにより、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を踏まえた建物の整備を推進 ・普及啓発 適合証の交付・掲示等を継続して実施	令和2年度に新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を策定したため。	景観・まちづくり課

<終了事業> 1 事業

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
81	U29中小企業de働く魅力発見事業	若者が区内中小企業に関心を持ち就職意欲が高まるよう、若者のしごと支援サイトによる情報発信や合同企業説明会、企業見学会等の開催により、若者と中小企業の接点をつくることでマッチングを強化します。また、若者が中小企業を就職先の選択肢としてもらえるよう、大学低学年層に向けた中小企業の魅力をPRするイベントを開催します。	—	令和元年度で事業終了(就労支援事業は、引き続きNo.78により新宿区勤労者・仕事支援センターで実施)	消費生活就労支援課

<文言修正> 5 事業

計画番号	計画の事業名	事業の概要	令和6年度目標 (実行計画等で目標設定を令和5年度にしている場合は、文末に(令和5年度)と記載)	拡充・変更・終了の内容及び理由	担当課
78	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢・性別を問わず、 就労意欲を持ちながらも働くことが困難なすべての人に対し、総合的な就労支援を行います。	・就職者数 15人(若年者等就労支援事業 令和3～5年度の累計) (令和5年度)	文言整理のため。	消費生活就労支援課
112	ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満を対象に、ぜん息、アトピー 性皮膚炎、食物アレルギー等について、診察や栄養・住環境相談を行います。 15歳未満を対象に、ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等について、診察や栄養・住環境相談を行います。	—	文言整理のため。	健康政策課
227	育児ママの 仕事支援 講座	子育て中の女性などの再就職等を支援するため、講座を開催します。	講座の満足度80% (令和5年度)	事業名を変更したため。	男女共同参画課
234	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。 また、これから取組みを行う企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定します。 認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	ワーク・ライフ・バランス推進企業、推進宣言企業の認定企業数 各年度20社 (令和5年度)	文言整理のため。	男女共同参画課
267	バリアフリーの基盤整備	バリアフリー法に基づき、区内全域を対象とした移動等円滑化促進方針の策定を行います。また、ホームドア設置補助等により、鉄道駅のバリアフリー化を推進していきます。	令和3年度に移動等円滑化促進方針を策定、策定後は、継続的な周知啓発、関係機関等と協議 49駅中42駅にホームドア設置(130ホーム中97ホームにホームドア設置) (令和5年度)	事業名を変更したため。	都市計画課